

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市安佐北区白木町大字 二田9066番地

氏名 有限会社アイアイ・システム

取締役 濱田 信幸

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 實



許可の年月日 令和 2年10月1日

許可の有効期限 令和 7年 9月30日

## 1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>廃アルカリ 廃プラスチック類 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずがれき類 (これらのうち廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、水銀使用製品、産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずがれき類 (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品、産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>